

総合的な対応の枠組みについて

庁内検討チーム報告書より抜粋

(5) 総合的な対応の枠組みづくり

- 公契約については、地方自治法及びその施行令に基本的な定めがあり、県ではこれらを受け、愛知県財務規則などに基づき契約事務が定められている。この他にも、入札契約適正化法や官製談合防止法、グリーン購入法、環境配慮契約法をはじめとする法令や、条例、規則、各部局等ごとに定める要綱などが、それぞれの目的で制定されている。
- 愛知県公契約のあり方研究チームでは、公契約をとりまく部局横断的な課題に対して、様々な観点から検討してきたが、これらの課題に効果的に取り組んでいくためには、**総合的に対応する枠組み**が求められるものと考えられる。その枠組みについて、**計画や指針、あるいは条例・規則など**、どのような形で定めるべきかについては、今後、さらに検討を深めていく必要がある。
- 県の契約事務は、会計局が全庁的な物品の調達、物品・委託役務に係る入札参加資格の事務、並びに各部局等の会計事務の指導監督を所管し、農林水産部・建設部・企業庁が工事請負についての入札参加資格の事務を共同処理し、総務部が公の施設の指定管理についてのガイドラインを策定しているほかは、各部局等が個々に契約事務を実施している。

1 基本的な枠組み 地方自治法（施行令）に通則的な規定がある。

- 一般競争入札が原則（例外：指名競争、随意契約、…）
- 入札参加資格の設定（経営規模・状況を要件とする資格設定可）
- 随意契約できる場合（少額随契 例：工事～250万円 役務調達～100万円）
- 総合評価方式（価格「その他の条件」による選定）
- 低入札価格調査制度・最低制限価格（不履行のおそれ、履行確保の必要性）

2 個別法における取組

(1) 工事請負契約に関する法的枠組み

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

- 総合評価方式（価格及び品質が総合的に優れた内容の契約）による品質確保を原則
→ 工事経験、施工状況、配置予定技術者など技術的能力に関する事項を審査

建設業法における「経営事項審査」

- 公共工事を受注しようとする建設業者の経営に関する客観的事項を審査
→ 社会保険への加入、防災活動への貢献など（契約ではなく、企業単位）

※ 品確法（及び関係法令）については、将来にわたる品質確保との中長期的な担い手の確保を図るため、改正の動きがある。

- ・ 事業の性格や地域の特性に応じて選択できる多様な入札契約制度の導入・活用
→ 行き過ぎた価格競争の是正、元請けから技能労働者までの持続可能性確保等
- ・ 施工力・技術力の維持向上の観点からの入札契約の各段階での評価等の見直し
- ・ インフラメンテナンスや災害対応等の地域維持体制の確保への配慮 等

(2) 政策分野ごとの法的枠組み

環境保全…グリーン調達法・環境配慮契約法

リサイクル製品、低燃費車などを優先的に調達

障害者福祉…障害者優先調達推進法

障害者就労施設等（授産所など）から物品・役務を優先的に調達

中小企業振興…官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

3 体系的な取組事例 契約に関して、体系的に取り組む事例が見られる

指針の策定 資料 1 - 1

例：京都府公契約大綱（H24.3 策定）

府が取り組むべき内容として、以下の4項目を掲げる。

健全な競争環境の確保

地域経済の発展と優良な企業の育成促進

下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

事業活動における社会貢献の確保

条例の制定 資料 1 - 2

例：川崎市契約条例（一部改正、H23.4 施行）

契約に関する基本方針を規定

（契約の透明性確保、契約による重要な政策の推進、市内中小企業の受注機会増大、価格及び質が総合的に優れた内容の契約、公契約従事者の労働環境の整備） ※ いわゆる「作業報酬下限額」についても規定。

高知市公共調達基本条例（H24.4 施行）

公共調達に関する基本理念、事業者等の責務を規定